

資料2 個人情報保護

| | | |
|----|---------------------------------|---|
| I | 社会保険庁における個人情報保護対策について | |
| ○ | 社会保険庁における個人情報保護対策の概要 | 1 |
| ○ | 社会保険庁における個人情報保護体制の問題点とその対応策について | 2 |
| ○ | 社会保険庁における個人情報保護・セキュリティ確保措置 | 3 |
| ○ | 社会保険庁における個人情報保護対策（概念図） | 4 |
| ○ | 個人情報へのアクセスに対する監視機能等の強化について | 5 |
| ○ | 個人情報に係る業務の委託先の選定及び監督等の厳格化について | 6 |
| ○ | 行政機関個人情報保護法の施行に向けた体制の整備について | 7 |
| ○ | 個人情報保護の徹底のためのデータ保護管理規程の見直しについて | 8 |
| II | 平成17年4月施行の行政機関個人情報保護法について | 9 |

I 社会保険庁における個人情報保護対策について

○ 社会保険庁における個人情報保護対策の概要

社会保険庁が保有する被保険者情報や年金受給権者情報といった個人情報は、膨大であるのみならず、職歴や報酬などのセンシティブ情報を含むものである。これらの個人情報を取扱う官庁として、国民一人一人の大切な個人情報の保護及び管理について万全を期すことが、社会保険事業運営に対する理解と信頼を高めていく上での基本となる。

○ 社会保険庁における個人情報保護体制

※社会保険庁においては、電子計算機処理に係るデータの保護及び管理の適正を図るため、「社会保険庁電子計算機処理データ保護管理規程」を定めており、当該規程に基づいて個人情報の適正な取扱いに努めている。

- ・ 社会保険業務センターの各部・室にデータ保護管理者・データ保護補助管理者・データ保護担当者を設置
(規程第3～5条)
- ・ 社会保険事務所等に地方データ保護管理者・地方データ保護補助管理者・地方データ保護担当者を設置
(規程第20～22条)
- ・ データの利用及び外部提供の制限 (規程第24条)
- ・ データの業務目的外閲覧・複製の禁止 (規程第6条)

(例) 社会保険業務センターにおけるセキュリティ体制

- ・ 端末からのデータの inputs は、職員個人に払い出された磁気カード及びパスワードにより可能とし、履歴を管理。
- ・ 有人マシン室の出入口にICゲート、防犯カメラ、各種センサーを設置。入退室可能者を限定したうえで、パスワードを個人に付し、履歴を管理。
- ・ 万が一の被災等による被保険者記録や年金受給権者記録の滅失に備え、バックアップデータを外部に別管理。

○ 社会保険庁における個人情報保護体制の問題点とその対応策について

| 問 題 点 | 対策に係る取組状況 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 職員による年金加入記録の業務目的外閲覧をしていたことが判明するなど、個人情報保護の徹底ための措置が不十分である。 | <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報へのアクセスに対する監視機能等の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・業務目的以外の閲覧を禁止するための規定の整備 (平成16年5月実施済) ・端末操作に必要な磁気カード番号の固定化 (平成16年7月実施済) ・安全性確保のため本人識別のパスワードを導入 (平成16年10月実施済) ・社会保険事務所等における業務目的外の閲覧行為のチェック (平成17年1月～) |
| <ul style="list-style-type: none"> 個人情報に係る委託業務において、委託業者から第三者に個人情報が流出(最大で9,000人分)するなど、監視のための体制が整備されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報に係る業務の委託先の選定及び監督等の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託先の選定基準の策定(平成16年度中) ・委託先業者に対する業務の監督等の厳格化(平成16年度中) |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成17年4月からの「行政機関個人情報保護法」の施行に当たって、新法に対応できる体制の整備を図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ○行政機関個人情報保護法の施行に向けた体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・謝金職員等を含む全職員を対象とした研修の実施 (平成16年9月より順次実施) ・データ保護管理規程の見直し等所要の規定の整備 (平成16年度中) ・開示請求等の受付窓口の設置(平成17年4月1日～) |

○ 社会保険庁における個人情報保護・セキュリティ確保措置

基本的考え方

- ◆ 民間企業等における措置の状況も参考にしつつ、個人情報へのアクセスの制限を図るとともに、アクセスを監視することにより、個人情報の保護のための管理システムを強化（太字については、今年度実施）

外部からの侵入防止

- ◇ 専用回線の利用、ファイアウォール設置による安全性の確保
- ◇ システム開発の際は、個人を特定できない形でデータを使用
- ◇ 業務センター電算室への入退室管理にIDカード・暗証番号を導入、監視カメラを設置

内部の不正利用の防止

社会保険業務センターにおいて

- ◇ 磁気カード番号の固定化やパスワードの導入による操作者の厳格な確認
- ◇ 被保険者記録へのアクセスの定期的な調査

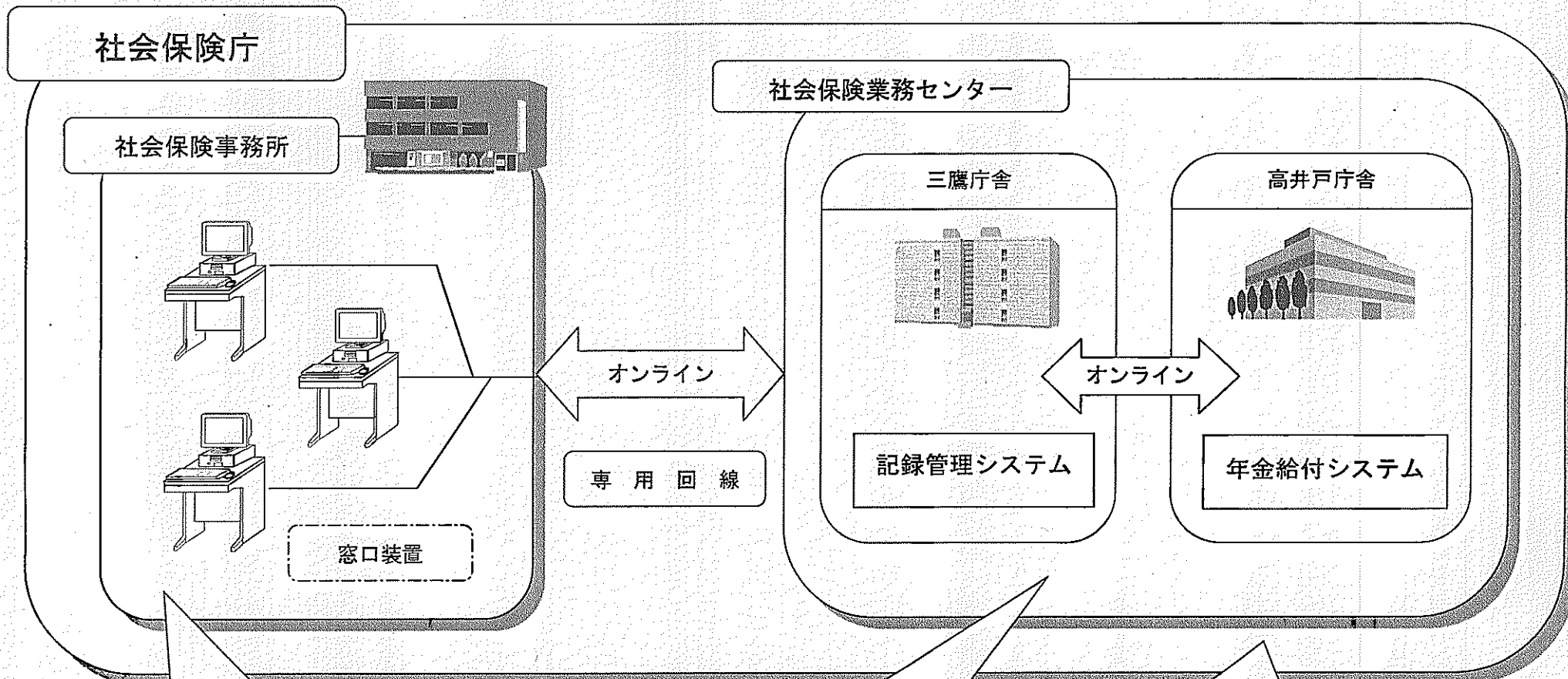
社会保険事務所において

- ◇ 磁気カード番号の固定化やパスワードの導入による操作者の厳格な確認
- ◇ 被保険者記録へのアクセスに対する処理結果の確認
- ◇ **磁気カードごとの更なる機能制限**

運用面による対策

- ◇ 社会保険業務センターにデータ保護管理者、地方庁に地方データ保護管理者を設置
- ◇ 全ての職員及び非常勤職員に対し、研修を実施
- ◇ **データ保護管理規程の見直し**
- ◇ **個人情報にかかわる業務を委託する場合における委託先の選定・監督等の厳格化**

○ 社会保険庁における個人情報保護対策（概念図）



- 業務用磁気カード番号の固定化
- 被保険者記録へのアクセスに対する処理結果の確認
- 開示請求等の受付窓口の設置
(平成 17 年 4 月～)

- 専用回線の利用による安全性の確保
- ID カード、暗証番号及び監視カメラによる電算室への入退室管理
- 業務目的外の閲覧行為の調査
(平成 17 年 3 月実施予定)

- 全ての職員及び非常勤職員に対する研修の実施
- 新法施行を踏まえたデータ保護管理規程の見直し (平成 16 年度中)
- 個人情報に係る業務委託先の選定及び監督等の厳格化 (平成 16 年度中)

※ (太字については、実施済)

○ 個人情報へのアクセスに対する監視機能等の強化について

1. 趣旨

個人の年金加入情報等の漏洩が疑われる事例が報道され、これを契機とした事実調査において、一部の職員が年金加入記録の業務目的外閲覧に参与していたことが判明したため、参与した職員等に対して厳正な処分を行った。

今後そのようなことが生じないよう、磁気カードの管理上の問題も含めた個人情報保護の対策が求められており、対策の強化に取り組む。

2. 具体的内容

(1) 端末の操作に必要なカードの管理責任の明確化

① カード番号の固定化（平成16年7月～）

一般業務用カードについて、担当職員ごとに払い出すカード番号を固定化する方式に変更した。

② パスワードの導入

窓口装置を使用する業務の開始に当たって、個人認証番号（パスワード）の登録処理を行うこととした。（平成16年10月～）
また、パスワードの変更機能や有効期限設定等の機能の追加を行うこととしている。（平成17年1月～）

③ カードの機能制限

特殊業務用カードについて、被保険者等の記録照会処理を行えないようカードの機能制限を行った。（平成16年10月～）
一般業務用カードについても、部署別・個人別カード単位での機能制限を行うこととしている。（平成17年2月実施予定）

(2) 被保険者記録へのアクセスに対する監視体制の強化

① 社会保険事務所等における業務目的外の閲覧行為のチェック（平成17年1月～）

被保険者氏名索引処理については、社会保険事務所においても照会内容のログを残し、管理者が確認できる仕組みにする。

② 社会保険業務センターにおける業務目的外の閲覧行為の調査（平成17年3月実施予定）

業務目的外の閲覧と疑われる照会処理について、効率的に調査を行うことができる仕組みにする。

(3) データの業務目的以外の閲覧を禁止する事項をデータ保護管理規程上に明示

○ 個人情報に係る業務の委託先の選定及び監督等の厳格化について

1. 趣旨

社会保険庁においては、各届出書の入力・電子データ化業務や電話相談業務など、保有する年金加入記録等を扱う業務を外部に委託しており、契約に際して守秘義務を課すなどの対策を講じている。

しかしながら、委託を受けた業者から個人情報が洩れていた事例等が判明し、再発防止の観点からも、委託先業者に対する厳格な対応措置を講じる必要がある。

2. 具体的内容

(1) 委託先の選定基準の策定（平成16年度中）

① 以下を委託先選定ポイントとして考慮する。

- ・ 安定性（売上、利益、事業内容など）
- ・ セキュリティ対策状況（特に個人情報の取扱い）※
- ・ 受託実績

（「プライバシーマーク制度におけるシステム監査ガイドライン」より）

※情報セキュリティ対策の第三者による評価制度等を活用していること。

・ 情報セキュリティ監査制度

企業等の情報セキュリティ対策について、客観的に定められた国の基準に基づいて、独立した専門家が評価する制度。経済産業省により平成15年4月からスタート。

・ プライバシーマーク制度

日本工業規格「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」に適合した場合にプライバシーマークを取得する制度

・ ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度

日本情報処理開発協会が行う、会社の情報セキュリティ対策に関する第三者評価制度

(2) 業務の監督等の厳格化（平成16年度中）

委託契約書の締結に当たっては、

- ・ 個人情報に関する秘密保持
- ・ 再委託に関する事項
- ・ 事故時の分担責任
- ・ 契約終了時の個人情報の返却及び消去の際など、節目における職員の立ち会いや作業場所の限定について最低限盛り込むとともに、委託元が監査を行うことができる条項など、委託先での情報セキュリティに関する具体的な管理方法についても契約書又は覚書に盛り込む。

○ 行政機関個人情報保護法の施行に向けた体制の整備について

1. 趣旨

平成17年4月からの「行政機関個人情報保護法」の施行に当たり、被保険者等からの開示請求、訂正請求等に円滑に対応するために、社会保険庁における窓口の設置等の必要な体制の整備を図る。

2. 具体的内容

(1) 職員研修の実施（平成16年9月～）

行政機関個人情報保護法に基づく開示請求等に係る職員研修を実施し、開示請求への対応等について周知・徹底を図るよう検討する。

(2) 開示請求等の受付窓口の設置（平成17年4月1日～）

開示請求者の利便性を考慮し、請求の受付を全ての社会保険事務所窓口で可能とするよう検討する。

(3) 法律上の開示決定等の権限の委任（平成17年4月1日～）

開示決定の権限等を、社会保険庁長官から、社会保険業務センター所長、社会保険大学校長、各地方社会保険事務局長への委任を行う方向で検討する。

○ 個人情報保護の徹底のためのデータ保護管理規程の見直しについて

1. 趣旨

現行の「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（昭和63年法律第95号。以下「現行法」という。）が全部改正され、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「新法」という。）が平成17年4月に施行される。

新法では、紙媒体の個人情報も対象となるなど個人情報保護対策が強化されることを踏まえ、個人情報が適切に取り扱われるよう、社会保険庁電子計算機処理データ保護管理規程（以下「データ保護管理規程」という。）を見直す。

2. 具体的内容

（1）データ保護管理規程の見直し等所要の規定の整備（平成16年度中）

○新法等を踏まえたデータ保護管理規程の見直し

- ・現行法では、対象となる個人情報は電子計算機処理されたものに限られていたが、新法では、行政機関が保有するすべての個人情報が対象となることに伴う所要の規定整備
- ・総務省から出された「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための指針」を踏まえた所要の規定整備
- ・個人情報の管理体制を厳格にするための所要の規定整備

※既に措置しているもの

- ・業務目的以外の閲覧を禁止するための所要の規定整備
- ・端末機を取り扱う指示又は承認を受けた者は、自己のパスワードについて、第三者に知られないよう厳格に管理するとともに、必要に応じて変更する等の措置を講じるための所要の規定整備

（2）個人情報保護に関する周知（平成16年9月より順次実施）

○謝金職員等を含む全職員を対象に、研修等を通じた周知徹底

- ・社会保険大学校での研修（中央研修・職員）
- ・社会保険事務局、社会保険事務所での研修（地方研修・謝金職員等を含む全員）

○研修資料の各社会保険事務局への配布（平成16年9月10日実施）

Ⅱ 平成17年4月施行の行政機関個人情報保護法について

制定の目的

行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、現行の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）を全部改正し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）が平成15年5月30日に制定された。

留意点

○ 対象となる個人情報

電子文書のみならず、紙媒体に記録されている個人情報も含め行政機関が保有するすべての個人情報を対象としたこと。

○ 個人情報の取扱い

- ・ 個人情報を保有しようとするときは、その利用目的をできる限り特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないとしたこと。
- ・ 個人情報を取得するときはあらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならないこと。なお、取得状況からみて利用目的が明らかであるときは明示する必要はない。

○ 個人情報ファイル簿の作成

個人情報ファイル（個人情報の集合物）について、利用目的など所定の事項を記載した帳簿（個人情報ファイル簿）を作成し、インターネット等で公表しなければならないこととしたこと。

○ 個人情報の開示、訂正及び利用停止（請求権制度）

- ① 誰もが、自己に関する個人情報の開示を請求できることとしたこと。
 - ② 誰もが、開示を受けた個人情報の内容が事実でないとき、当該個人情報の訂正及び利用停止の請求をすることができることとしたこと。
- ※ 年金相談等において被保険者記録等の個人情報を提供する場合については、行政サービスの一環であることから、新法施行後においても従来どおり、開示請求によることなく、情報提供できるものであること。

○ 職員等に関する罰則

職員等が個人情報を不正に運用した場合の罰則を設けたこと。

- ・ 正当な理由なく個人の秘密が記録された個人情報ファイルの提供による罰則（行政機関の職員等又は受託業務従事者）（53条）
- ・ 不正な利益を図る目的での個人情報の提供又は盗用による罰則（行政機関の職員等又は受託業務従事者）（54条）
- ・ 職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用した個人の秘密の収集による罰則（行政機関の職員）（55条）

行政機関個人情報保護法の新旧対比

| 事 項 | 現 行 法 | 新 法 |
|-------------|--|---|
| 1 対象となる個人情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子計算機処理に係る個人情報（1条） ・ 個人の識別：他の情報と容易に照合（2条2号） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙媒体に記録されている個人情報も含めすべての個人情報（1条、2条3項） ・ 個人の識別：他の情報と照合（2条2項） |
| 2 個人情報の保有制限 | <p>個人情報ファイルについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所掌事務の遂行に必要な範囲、かつ、その目的を特定（4条1項） ・ 保有の範囲は、特定された保有目的達成の範囲内（4条2項） ・ 利用目的変更は、所掌事務の範囲内であれば可能 | <p>個人情報について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同 左（3条1項） ・ 同 左（3条2項） ・ 利用目的変更は、所掌事務の範囲内かつ相当の関連性が必要（3条3項） |
| 3 利用及び提供の制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的外利用・提供の原則禁止（9条1項） ・ 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、所掌事務の遂行に必要な限度で、かつ相当な理由があるときのみ目的外利用・提供可能（9条2項） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 同 左（8条1項） ・ 同 左（8条2項） |
| 4 利用目的の明示 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・ 書面による直接取得に際しての利用目的の明示が必要（4条） ・ 取得状況からみて利用目的が明らかである場合は明示不要（4条1項4号） |
| 5 安全性の措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる努力義務（6条） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる義務（5条） |

| | | |
|----------------|--|---|
| 6 従事者の義務 | <ul style="list-style-type: none"> ・知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない（12条） | <ul style="list-style-type: none"> ・同 左（7条） |
| 7 個人情報ファイル簿の公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の電子計算機処理に係る個人情報ファイル（ファイルの名称、利用目的、記録項目、担当課等）を公表（7条、8条） | <ul style="list-style-type: none"> ・左の個人情報ファイルの他、紙に記録された一定規模以上の個人情報ファイル（ファイルの名称、利用目的、記録項目、担当課等）も公表（11条1項） |
| 8 本人の関与 | <ul style="list-style-type: none"> ・権利は開示請求のみ。訂正は申し出（13条、17条） ・医療・教育情報は対象外（13条） | <ul style="list-style-type: none"> ・開示のみならず、訂正、利用停止請求のいずれも権利として制度化（12条、27条、36条） ・医療・教育情報も対象（12条） |
| 9 第三者機関の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・設置されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・第三者機関として「情報公開・個人情報保護審査会」を設置（審査会設置法案2条） ・開示、訂正、利用停止決定について不服申立てがあった場合、行政機関の長に同審査会への諮問を義務づけ（42条） |
| 10 職員等に対する罰則 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・職員や委託業務従事者等が個人情報を不正に運用した場合の罰則等（53条、54条、55条） |